

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2003-105853(P2003-105853A)

【公開日】平成15年4月9日(2003.4.9)

【出願番号】特願2001-301222(P2001-301222)

【国際特許分類第7版】

E 0 3 F 7/00

B 2 9 C 63/34

【F I】

E 0 3 F 7/00

B 2 9 C 63/34

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月13日(2005.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】流路施設修復用ブロック体

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組み立てることにより管状、角形又は馬蹄形の筒状体を構成するブロック体であって、内周面を構成する内面板と、該内面板の周縁に立設された外周板と、グラウト材アンカーとをプラスチックによって一体に形成して成ることを特徴とする流路施設修復用ブロック体。

【請求項2】

流路施設の周方向に補強効果を有する補強リブを前記内面板の外面に一体に形成したこととを特徴とする請求項1記載の流路施設修復用ブロック体。

【請求項3】

前記グラウト材アンカーは、前記補強リブに形成されたボルト挿通孔によって構成されることとを特徴とする請求項2記載の流路施設修復用ブロック体。

【請求項4】

周方向両端部に内面に向かって開口する凹状のボックス部を設け、該ボックス部の周方向外端面に複数のボルト挿通孔を穿設したことを特徴とする請求項1, 2又は3記載の管路修復用ブロック体。

【請求項5】

前記ボックス部の開口部をカバーで覆ったことを特徴とする請求項4記載の流路施設修復用ブロック体。

【請求項6】

前記補強リブの変形を防ぐための凸板を一体に設けたことを特徴とする請求項2又は3記載の流路施設修復用ブロック体。

【請求項7】

前記凸板の前記補強リブによって囲まれる各部分の前記内面板との接点付近に空間を形成したことを特徴とする請求項6記載の流路施設修復用ブロック体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、流路施設修復用ブロック体に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は上記問題に鑑みてなされたもので、その目的とする処は、大口径の流路施設に対しても供用水を流しながら所望の修復作業を行うことができるとともに、修復後の流路施設に高い強度を確保することができる流路施設修復用ブロック体を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

【発明の効果】

以上の説明で明らかなように、本発明によれば、組み立てることにより管状、角形又は馬蹄形の筒状体を構成するブロック体であって、内周面を構成する内面板と、該内面板の周縁に立設された外周板と、グラウト材アンカーとをプラスチックによって一体に形成したので、大口径の流路施設に対しても供用水を流しながら所望の修復作業を行うことができるとともに、修復後の流路施設に高い強度を確保することができるという効果が得られる。